

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 8 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

第 1 条 瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(課に属する公所) 第 44 条の 2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。			(課に属する公所) 第 44 条の 2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。		
所属課	公所名	分掌事務	所属課	公所名	分掌事務
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
文化課	瀬戸市美術館	<u>瀬戸市美術館条例（平成 25 年瀬戸市条例第 7 号）及び尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和 57 年瀬戸市条例第 25 号）に規定する瀬戸市美術館の管理及び運営に関する事務</u>	文化課	瀬戸市美術館	尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和 57 年瀬戸市条例第 25 号）に規定する瀬戸市美術館の管理及び運営に関する事務
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

第2条 瀬戸市行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(こども家庭課)</p> <p>第25条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 保育係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p> <p><u>(7) 瀬戸市子ども・子育て会議に関すること。</u></p>	<p>(こども家庭課)</p> <p>第25条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 保育係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(6)まで <省略></p>
<p>(国保年金課)</p> <p>第27条 <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p><u>(4) 養育医療の給付及び費用の徴収に関すること。</u></p>	<p>(国保年金課)</p> <p>第27条 <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>
<p>(福祉事務所)</p> <p>第40条 瀬戸市福祉事務所条例(昭和47年瀬戸市条例第8号)に規定する瀬戸市福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)においては、生活保護法(昭和25年法律第144号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す</u></p>	<p>(福祉事務所)</p> <p>第40条 瀬戸市福祉事務所条例(昭和47年瀬戸市条例第8号)に規定する瀬戸市福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)においては、生活保護法(昭和25年法律第144号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123</u></p>

るための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務等を分掌する。

号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務等を分掌する。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。